

奥州市介護予防・生活支援サービス事業に係るアンケート調査結果

1. 調査の目的

本調査は、市内の訪問及び通所介護事業所の現状を把握するとともに、本市が想定する多様なサービスに対する参入の意向や、事業者からの専門的な意見を集約し、本市の介護予防・生活支援サービス事業の整備方針や事業内容等を決定する基礎資料とすることを目的としています。

2. 実施主体

奥州市健康福祉部地域包括ケア推進室

3. 調査対象及び調査期間

平成29年5月1日現在において、奥州市内の訪問介護事業所23事業所、通所介護及び地域密着型通所介護事業所49事業所を対象とし、平成29年6月8日～23日に調査を実施しました。

4. 配布・回収方法及び回収状況

調査票を郵送するとともに市公式ホームページに掲載し、郵送、ファクス、Eメール及び直接提出により回収しました。

種別	事業所数	回収	回収率(%)
訪問介護	23	22	95.7
通所介護	49	44	89.8

5. 調査結果の集計

(1) 訪問介護事業所

提供するサービスについて

問1 自主事業(介護保険外)で利用者の自費によるサービスを提供していますか。

提供している	10 事業所
提供していない	12 事業所

問1-1 自費サービスの対象者をお答えください。(複数回答可、その他は内容も記入)

要支援1・2、事業対象者	8 事業所
要介護1～5	9 事業所
自立	1 事業所
その他	1 事業所
(その他の内容)	訪問介護サービス、総合事業の利用者

問1-2 自費サービスの内容と料金をお答えください。

自由記載(重複する内容はまとめて掲載)

- ・身体介助、生活援助(調理、洗濯、掃除)、服薬確認
- ・介護保険で対応できない場所の掃除
- ・介護保険外の暮らしの手伝い
(家族分の調理や洗濯、ペットの世話、簡単な草むしり、病院付き添い等)
- ・留守宅の掃除、入退院の準備、入院中の世話
- ・障がい者のケア

職員と利用者の状況について

【問2～問5は平成29年5月31日時点の状況】

問2 貴事業所の職員体制について、職種ごとの実人数をお答えください。

職 種	正職員	うちサービス提供 責任者兼務	非常勤・パート	登録ヘルパー
サービス提供責任者	51 人	(12 人)		
訪問介護員	125 人		134 人	13 人
その他事務職員等	12 人		12 人	

問3 貴事業所の利用者について、要介護認定区分ごとの実人数をお答えください。

※「事業対象者」とは要介護認定「非該当」となった後、基本チェックリストでの判定により総合事業の対象者として認定を受けた人。介護保険被保険者証の要介護状態区分等に「事業対象者」と記載される

要介護1	262 人	要支援1	159 人
要介護2	194 人	要支援2	159 人
要介護3	122 人	事業対象者	2 人
要介護4	117 人	要支援1・2、事業 対象者小計(b)	320 人
要介護5	79 人		
要介護小計(a)	774 人	合計(a+b)	1,094 人

問4 要支援1・2及び事業対象者のうち、身体介護と生活援助の利用者数をお答えください。

身体介護のみ利用	8 人
生活援助のみ利用	282 人
身体介護と生活援助の両方を利用	30 人

問5 問4で「生活援助のみ利用」とした人のうち、専門職が関わる必要があると思われる人は何人いますか。

専門職が関わる必要があると思われる人	42 人
--------------------	------

問5-1 専門職が関わる必要があると思われると判断した理由(利用者の状態)をお答えください。

自由記載
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症のある独居 ・身体面・精神面の低下が見られる ・食事面での声掛け確認が必要 ・後遺症や進行性等の疾病に伴い、専門的知識の下、安全への配慮が必要 ・認知症により身の回りのことができなくなっている ・認知症やADLの低下がある ・身体機能の低下が加齢によるものか、疾病によるものか経過観察が必要 ・栄養面で制限がある方の調理の仕方に注意が必要 ・掃除支援を行いながら、健康面・生活面を状況把握し改善していく必要がある

問6 記入日時点において、新規で受け入れ可能な週当たりの利用者的人数をお答えください。
※有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など特定の施設にのみサービスを提供している事業所を除いた数

要介護1～5	31人
要支援1・2、事業対象者	10人

問7 利用者の受け入れに距離やサービス内容、心身の状況など条件がある場合はお答えください。

自由記載(重複する内容はまとめて掲載)

- ・総合事業に参入しないため、要支援者は対応していません
- ・サービス提供地域について(距離、範囲、訪問に掛かる時間など)
- ・明らかに女性の力では対応が不可能と思われる体格や介護内容は、断る場合がある
- ・曜日により空き状況が違うため、随時確認しながら対応します
- ・医療ニーズの高い方の受け入れは、介護職員が行える範囲内での対応になります
- ・要介護1～5の身体介護は必要だが、要支援1・2、事業対象者の生活援助はヘルパーへの依存が9割。1割は要介護から要支援になった人。状態が安定したら必要ない

事業所の運営について

問8 運営上の課題として感じていることをお答えください。(複数選択可、その他は内容も記入)

職員の確保	20	就労環境	5
利用者の確保	6	報酬改定による収入減	8
物品・備品購入などの仕入コスト	1	加算への対応	3
職員の処遇	8	業務の効率化	9
職員のスキルアップ	15	その他	2

(その他の内容)

- ・職員の高齢化。60～70代で車の運転が危険
- ・登録ヘルパーの車両メンテナンス費用。ガソリン代の時価への対応

問9 地域の住民や団体と連携した取り組み、地域交流の取り組みなどがあればお答えください。

自由記載

- ・介護職員初任者研修への講師の派遣
- ・敬老会やその他施設行事の際、地区の子供会に声を掛け、利用者と交流の場を設けている
- ・福祉相談や介護教室等への講師派遣
- ・病院で開催される研修会への参加
- ・施設全体行事への参加、協力支援
- ・認知症サポーター養成団体にて、介護教室等認知症サポーターの養成講座に出演・参加

新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

問10 今後、ヘルパーが提供するサービス(老計第10号の定める範囲)以外で、どのような生活支援が必要だと考えますか。

自由記載
<ul style="list-style-type: none">・特段の専門的配慮をもって行う調理(ミキサー食、透析食等)。生きるために必要だと思うから・同居家族(高齢世帯、障がい者世帯)を含めたサービス(食事、洗濯、共有スペースの掃除等)・利用者が多様なサービス、ボランティアを自由に選べることは良いことだと思うが、利用者が減少していくのではないかという不安がある・病院への付き添い。金銭の取り扱い(金融機関等の手続き、現金の引き落とし、公共料金の)・一人では不安な方への通院同行・買い物援助(山間部に居住され、公共交通手段も利用できない方を対象)・生活困窮者への生活支援。高齢者の居場所づくり・今のままで良い・依存になるので必要ない・買い物、通院などへの移動の手段が必要・生活支援の買い物や調理で「行事等に関わる時間のかかる料理」等が行うことができない。独居の方や季節が分かりにくくなっている方に対し、提供時間内で調理できる物や、要望があり高級品でない物についての買い物は、行っても良いのではないかと思うことが多々ある

問11 平成29年4月から移行した第一号訪問事業(旧介護予防訪問介護に相当するサービス)について、ご意見があればご記入ください。

自由記載
<ul style="list-style-type: none">・詳しい説明が少なく、理解できないままでのスタートで、利用者に説明する事がうまく出来ない・人員不足で身体介護を必要とする利用者の介助に応えられません・生活援助は誰でも出来ます。インフォーマルを活用すべし。フォーマルに頼りすぎ

(2) 通所介護事業所及び地域密着型通所介護事業所

提供するサービスについて

問1 自主事業(介護保険外)で利用者の自費によるサービスを提供していますか。

提供している	10 事業所
提供していない	34 事業所

問1-1 自費サービスの対象者をお答えください。(複数回答可、その他は内容も記入)

要支援1・2、事業対象者	7 事業所
要介護1~5	6 事業所
自立	2 事業所
その他	4 事業所
(その他の内容)	サービス利用者、幼児・児童等、お試し利用

問1-2 自費サービスの内容と料金をお答えください。

自由記載(重複する内容はまとめて掲載)
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防のためのトレーニング ・宿泊サービス ・受診付き添い(一人暮らし、高齢者世帯) ・自費利用 ・デイサービス提供時間終了後のお預かり

職員と利用者の状況について

【問2～問5は平成29年5月31日時点の状況】

問2 貴事業所の職員体制について、職種ごとの実人数をお答えください。

職 種	正職員	非常勤・パート
管理者	43 人	1 人
生活相談員	89 人	24 人
看護職員	49 人	67 人
機能訓練指導員	41 人	39 人
介護職員	184 人	125 人
その他事務職員等	13 人	35 人

問3 貴事業所の利用者について、要介護認定区分ごとの実人数をお答えください。

※「事業対象者」とは要介護認定「非該当」となった後、基本チェックリストでの判定により総合事業の対象者として認定を受けた人。介護保険被保険者証の要介護状態区分等に「事業対象者」と記載される

要介護1	820 人
要介護2	638 人
要介護3	406 人
要介護4	264 人
要介護5	102 人
要介護小計(a)	2,230 人

要支援1	390 人
要支援2	388 人
事業対象者	2 人
要支援1・2、事業対象者小計(b)	780 人

合計(a+b)	3,010 人
---------	---------

問4 記入日時点において、新規で受け入れ可能な週当たりの利用者的人数をお答えください。

要介護1～5	476 人
要支援1・2、事業対象者	173 人

問5 利用者の受け入れに距離やサービス内容、心身の状況など条件がある場合はお答えください。

自由記載(重複する内容はまとめて掲載)
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供地域について(送迎距離、範囲、時間など) ・家族等の送迎あればサービス提供地域外の方でも利用可 ・車いすやリフトベッドでの送迎は困難・要相談 ・医療的な処置がある場合は受け入れは困難・要相談 ・身体状況についても末期状態にある方、認知症状の強い方については受け入れできない ・医療ニーズの対応については、看護、介護職員が行える範囲での対応になります ・入浴支援で設備がリフト浴しかないため、座位が可能である方の受け入れとなります ・一般的な浴槽で対応困難な場合、入浴提供できない場合がある ・入浴形態、身体状況、認知症状によっては、希望曜日での受け入れが困難な場合あり ・子ども達も一緒に過ごしているので、子どもぎらいの方は難しい

事業所の運営について

問6 運営上の課題として感じていることをお答えください。(複数選択可、その他は内容も記入)

職員の確保	34	就労環境	6
利用者の確保	28	報酬改定による収入減	26
物品・備品購入などの仕入コスト	2	加算への対応	13
職員の処遇	14	業務の効率化	21
職員のスキルアップ	22	その他	3

(その他の内容)

- ・現職員数は十分であるが、勤務時間・内容等に制約はある。が働きやすい環境を作っていただきたい
- ・利用者満足への対応
- ・小規模デイは、利用休止が収入に大きく影響するため、安定運営に苦慮する

問7 地域の住民や団体と連携した取り組み、地域交流の取り組みなどがあればお答えください。

自由記載(重複する内容はまとめて掲載)
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所、認定こども園の園児との交流 ・小学校の運動会での応援や学習発表会などの見学 ・中学校、高校との交流(交流会などの行事、慰問・ボランティア等の受け入れ) ・地域住民・子ども会を招いて祭り(夏祭り、秋祭り等)を開催 ・利用者及び家族と地域住民との交流会を開催 ・地域の芸能愛好団体の慰問を受け入れている ・地域住民と利用者との作品展示会、作品づくり講習会を開催 ・施設見学・体験の受け入れ ・介護ボランティアやレク活動、趣味活動ボランティアの受け入れ ・地域住民を招いた(誰でも参加できる)イベントの開催 ・地元地区センターで開催される文化祭での作品参加 ・サロンの開催 ・避難訓練への地域住民の参加

新しい介護予防・日常生活支援総合事業について

問8 通所型サービスAへの参入意向についてお答えください。

参入を検討する	5 事業所
参入を検討しない	15 事業所
未定	24 事業所

問8-1 【参入を検討すると回答した方】参入の条件として重視するものをお答えください。

(複数選択可、その他は内容も記入)

報酬(単価)	4	人員基準の緩和	3
送迎の緩和	2	設置基準の緩和	1
入浴の緩和	2	その他	0
サービス内容の簡略化	2		

問8-2 【参入を検討しないと回答した方】検討しない主な理由をお答えください。

(その他は内容も記入)

第一号通所事業(旧介護予防通所に相当するサービス)の実施を継続する	11
第一号通所事業から撤退して、要介護者向けサービス(通所介護)に専念する	3
その他	1
(その他の内容)	開所時から予防通所介護の指定を受けていない

問8-3 【未定と回答した方】未定とした主な理由をお答えください。

(その他は内容も記入)

サービス内容や報酬(単価)の詳細が分からないため判断できない	22
その他	2
(その他の内容)	・職員配置が困難と思われる ・組織としての判断になるため、事業所単体では判断できない

問9 奥州市通所型サービスAの基準案へのご意見があればご記入ください。

自由記載
<ul style="list-style-type: none"> ・「送迎も含む」となると、事業所としては近い方優先となるかも ・1日単価の設定は良いがサービス提供時間は必要ないと考えます(事務作業が増える) ・要介護者、介護予防との一体的運営における留意事項等の詳細を明確にしてほしい ・単価をサービス毎に設定することでニーズに応えることができるが、入浴や提供時間の設定は一体実施事業所においてはメリットを感じない ・ボランティアの人が世話をして、けが等が起きた時が心配。要支援者といっても、動きの悪い人など、いろいろな人たちがいる ・15人に対し1人のスタッフ対応で良いことになっているのは良い ・地理的特性を考えると1人で送迎は不可能。送迎に掛かる経費も考慮し報酬を設定してほしい ・当法人の自主事業も通所型サービスAの基準案に対応できると思いますが、いかがでしょうか ・現サービスとの一体実施となると、基準が混在し現場が混乱しそうです。現利用者様へのサービス低下とならないか危惧します ・要介護、要支援、総合事業のどの区分での利用か理解されていない方が多くいらっしゃいます ・早く帰りたい方、入浴したくない方等々、対応について検討が必要です

- ・基本単価に送迎料が含まれるが、家族送迎の場合は送迎減算となるのか
- ・入浴体制の有無によるパターン選択について、入浴目的のみの利用者がいても良いのか
- ・通所型サービスAと介護予防通所介護相当サービスの境界はどのようになるのか
- ・基準は緩和されても、介護度相応ではない利用者が多い場合リスクは変わらず、むしろ配置が少なくなる分リスクが上がるのでは。通所型サービスAを利用する方の境界も決めたほうが良い
- ・最終的な基準が決定した際には、早めのお知らせをお願いします
- ・介護予防通所介護と通所介護合わせての事業実施なので、この人員案での業務は困難である
- ・要支援1・2の対象者は同じでなく、ケアプラン内容も実施内容も違います。同じ利用単価では不公平ではないでしょうか
- ・入浴時の介助や見守りの人材が不足し、利用者様の安全が守られない。利用者様の健康、安全管理が守られないのではないかと
- ・利用時間数の違いで送迎時間が1日に複数回に及び、配置人員を含めその調整が難しい
- ・緩和した内容で、本当に利用者様の安心・安全が守られる事業になるのでしょうか。事業従事者の負担が増えるのではないのでしょうか
- ・サービス提供事業者は介護保険事業者のみなのではないでしょうか。介護職員不足の中、現在の事業所にもみ頼るのは難しいと思われる。従事者に資格は必要か

問10 平成29年4月から移行した第一号通所事業(旧介護予防通所介護に相当するサービス)について、ご意見があればご記入ください。

自由記載

- ・第一号通所事業での通所介護計画書は従来の予防の計画書を活用しても良いのでしょうか
- ・予防サービスと変わりなくサービスを提供しているが、週1回の利用者には、第一号通所事業は利用しやすくなったと感じます
- ・これ以上介護報酬が減らされると運営がより厳しい状況に陥ります。総合事業に取り組まない事業所もあり、その利用者様から「行きたくても行けない」というような話も耳にします。奥州市なりの地域に根差したサービス展開をもっと検討し明確に指示していただければと感じています
- ・ケアプランは1年で来ているので、デイの計画書も同じ期間になると良い
- ・介護報酬は下がっていくのですが、そうなると今までどおりの受け入れは難しいかもしれない
- ・単独型と旧予防とでの単価が大きく違う場合、利用者側の選択は旧の方に傾くと思います。単独にし、単価を低く設定して多く受け入れたとしても、働く職員が不足する中では対応ができません。事業所としては、要介護の方を中心に受け入れていくしか、生き残りができません
- ・(利用者・事業所)互いにメリットがあるサービスの整備の検討をお願いいたします
- ・4月の移行には、行政も現場も準備不足だったと実感しました。要支援の現利用者様は1年かけての移行と思い込んでいたところ、突然3月に「要支援2・週1回利用の方々へは、4月から移行することが出来るので、受け入れますか？」との確認がなされたり、県から国保連合会へのデータが報告されていなかったりと、現場としてもサービスに変わりはないが、事務処理の際の混乱が大きかった。もう少し、行政側からの情報提供や、方針説明を多く実施していただきたかった。
- ・行政へ確認しても、職員により回答がまちまちだったり、理解している職員だけで制度が先走りした感があり、現場との情報が共有できなかったように感じました
- ・見切り発進した感じがあり、システム等が追いつかなかった
- ・奥州市のサービスコードを早く提示してほしかった
- ・運営上、来年度以降も従来の介護予防通所介護に合わせた報酬単価の維持をお願いしたい
- ・利用者個々にさまざまな理由があり、特にも金銭的な問題が大きく、要支援2で週1回利用者は更新時期を待たずに総合事業に移行している。決まったことで、分かり切っていたことだが、小規模デイサービスとしてはかなりの収入減となっている
- ・今のところサービス利用の仕方、提供の仕方には大きな変化はないように感じる
- ・事業所別審査状況がないので、返戻等の確認及びそもそもの審査するところが必要ではないか